

多 度 津 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和 6 年 8 月 2 0 日 午前 8 時 5 7 分より午前 9 時 4 0 分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場 2 階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下願について

議案第 3 号 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

報 告 その他

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

議長	大	西	和	芳
職務代理者（2番）	三	野	敏	彦
職務代理者（3番）	土	田	敏	雄
4番委員	西	山	正	美
5番委員	矢	野	和	幸
6番委員	池	田	一	普
7番委員	細	川	清	二
8番委員	山	地		文
9番委員	池	内	利	行
10番委員	河	井	弘	司
11番委員	秋	山	義	充
12番委員	伊	達	和	博
13番委員	宮	武	良	充
14番委員	横	關	幹	夫

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	北	岡	康	民
2番委員	大	谷	泰	則
3番委員	眞	鍋	憲	明
4番委員	篠	原	壽	雄
5番委員	眞	鍋	昌	造
6番委員	島	田	和	博
7番委員	高	島	和	秋
8番委員	村	井	文	数

農業委員会事務局職員

事務局長	海田	康弘
農地係長	亀井	康
主事	炭井	眸

審 議 内 容

事務局長

おはようございます。

先日はご多忙のところ豊原、四箇、白方の各地区座談会にご参加いただき、誠にありがとうございました。農業委員としてのご意見やご提案をお聞かせいただき、大変有意義な時間となりました。

なお、座談会で確認いただいた内容で現在、目標地図の色分け作業を進めています。今後も皆様の知見を地域の発展に役立ててまいりたいと存じますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、本日は農業委員14名中14名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、早速進めていきたいと思います。

いつもどおり、最初に私のほうから署名委員を指名させていただきたいと思います。

12番の伊達委員さん、それから13番の宮武委員さん、よろしくお願いします。

続きまして、昨日の小委員会の報告を眞鍋推進委員さんのほうからよろしく願いいたします。

眞鍋_眞推進委員

昨日の小委員会について報告いたします。

最初、会長の挨拶があり、あと事務局より第1号議案の説明があり

ました。そして、その後は現地調査に向かいました。現地調査に行ったのは1件であり、少なかったのですが終わりましたけど、その後帰ってきて第2号議案、第3号議案について事務局より説明がありましたが、特段意見等もなく問題になるようなことはありませんでした。

以上報告します。

議長

ありがとうございました。

ただいま昨日の小委員会の報告をいただきましたけれども、これにつきまして何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

ございませんか。

(なし の声あり)

それでは、早速議案のほうに入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をいたします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番について、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、譲渡し理由は農業廃止、譲受け理由は経営規模の拡大です。

以上、1件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、労働力、技術、通作距離も自宅から近く問題がないことから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第1号の説明をいただきましたけれども、これにつきまして何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にご意見ないようですので、それでは議案第1号につきましては承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第1号を承認いたしたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取

下願についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号をご覧ください。

【議案第2号番号1番について、議案書を基に朗読】

令和6年7月5日に農地法第5条の規定による許可申請として、住宅平屋建て1棟及びカーポートを建築する計画として提出されておりましたが、譲受人の都合により転用計画が中止となることから、許可申請の取下げ願が提出されました。7月の農業委員会定例会にて承認いただいた案件ではありますが、取下げとさせていただきます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第2号につきまして説明をいただきましたけども、これにつきましてのご意見、ご質問ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第2号を承認いたします。

続きまして、議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号をご覧ください。

【議案第3号番号1番から番号8番について、議案書を基に朗読】

以上の計画要請の内容は、旧経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、8月22日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第3号の説明をいただきましたけども、これについてのご意見、ご質問ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

冒頭にもちよっと言いましたように、本日につきましては議案のほうは以上で終わるわけでございますけれども、議案の全体にわたって何かご質問等、再度何かありましたらお受けしますけど、特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、取りあえず先に進めていきたいと思います。

それでは、いつものように事務局よりその他の報告ということでお願いをいたします。

事務局長 事務局より7点ご報告をさせていただきます。

1点目は、相続届について、2点目は来月分の農地機構貸借案件について、3点目は利用権設定の更新通知について、4点目は農地転用集計表について、5点目は遊休農地調査の図面配付について、6点目は最適化活動日の記録表について、7点目は農地利用意向調査未回答者一覧についてです。

初めに1点目、相続届について報告をお願いします。

事務局 今月は、相続届が2件提出されております。

書類については、個人情報の関係から、小委員会に出席された委員さんと担当地区の委員さんにお配りしております。配付資料をお持ちの委員さんは、お取扱いに十分ご注意ください。もし不要であれば、事務局にお返してください。

以上です。

事務局長 続きまして2点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局 A4横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案は、8月27日より1週間、農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願いします。

以上です。

事務局長

続いて3点目、利用権設定の更新通知について報告をお願いします。

事務局

利用権設定の更新通知についてご説明いたします。

令和6年10月31日及び令和6年11月30日で利用権設定が終了する所有者及び借受人の方に、更新の案内通知書を送付しております。送付時点で機構との相談を行っている方には、送付しておりません。

提出期限につきましては、10月31日に利用権が終了する方には9月27日金曜日、11月30日に終了する方には10月25日金曜日をお願いしております。委員の皆様のところへ相談をしに行く方もいらっしゃるかもしれませんが、その際には記入方法や提出期限等の説明をしていただきますようよろしくお願いします。

また、地域計画策定後、令和7年度より利用権設定はなくなり、地域計画のエリア内農地の貸借については機構貸借に一本化され、地域計画エリア外農地については、農地法第3条の貸借手続申請となるため、利用権設定は今年の12月1日始期で最後となることを併せてお伝えします。

以上です。

事務局長

4点目、農地転用集計表について報告をお願いします。

事務局

令和6年度農地転用集計表についてでございます。

お手元にお配りしております令和6年度農地転用処理集計表と令和6年8月受付事案集計表をご覧ください。

今月の農地転用受付件数は0件です。農地法第5条申請取下げ願が1件、面積が376平米でございます。内訳は、第2種農地がマイナス1件、地目田、面積マイナス376平米、地目畑0件となっております。

令和6年度8月受付分までの農地法第4条、第5条の合計といたしまして、農地法第4条申請がゼロ件、農地法第5条申請が合計6件、合計面積5,376平米となります。内訳といたしまして、第2種農地合計4件、うち地目田が3件、面積が2,306平米、地目畑が1件、面積が89平米、第3種農地が2件、うち地目が田、面積が2,981平米となっております。

以上です。

事務局長

5点目、遊休農地調査の図面配付について報告をお願いします。

耕作放棄地調査について、図面が完成いたしましたので、皆様のお手元にご用意しております。今年度も委員の皆様の担当区域内の耕作放棄地の現状調査にご協力お願いいたします。

耕作放棄地現地調査資料に沿って説明させていただきます。

表紙をめくり 2 ページをご覧ください。

耕作放棄地とは、以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作するはっきりとした考えのない土地を言います。

続きまして、3 ページから 4 ページをご覧ください。

耕作放棄地の区分の説明をいたします。

昨年度の調査より、調査部分を緑、黄色、再生利用が困難な農地の 3 種類に区分しております。1 号遊休農地とは、再生利用が可能な荒廃農地のことを言います。

1 号遊休農地のうち、緑色区分とは、人力、農業用機械で草刈り、耕起、抜根、整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な農地を言います。

黄色部分とは、草刈りなどでは直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業を実施し、農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地を言います。

大まかな目安といたしましては、利用されていない農地で大きな木が生えていない、山林になっていないのが 1 号遊休農地、うちトラクター等で耕起すれば、すぐ利用が可能な農地、1 メートル未満の低木が数本程度存在するなど、荒廃度が軽度なものについては緑区分、トラクターなどのみですぐ耕起できない状態だが、重機と併用すれば可能な農地、人の背丈以上に生育した雑木があるなど、荒廃度が中度なものについては黄色区分となります。

続きまして、5 ページから 6 ページをご覧ください。

再生利用が困難な荒廃農地とは、土地が森林のような状態、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なものを言います。

目安といたしましては、重機を使用しなければ到底復旧できない農地、林野化しており、農地に復元することがかなり困難な農地については、便宜上赤色区分としております。

続きまして、7 ページから 9 ページについて、現地調査方法を説明します。

お手元に対象地区ごとの調査図面をお配りしております。この図面

は、町税務課所有の令和6年1月1日現在の地番データと航空写真を張り合わせた図面となります。

また、地籍調査、転用で田、畑から山林、宅地、雑種地などに変わっているものについては、今回非農地と転用として青色で塗り潰しております。

なお、現地と今回の図面に相違がある場合は、後日事務局までご報告ください。

それでは、資料7ページの図面の説明をいたします。

A4の図面は、担当地区の範囲を示した資料となります。担当地区ごとにお配りしている拡大図面にも同様に、青色でラインを引いていますが、担当委員の区域線になります。

作業手順といたしましては、まず最初に図面の区域の中に昨年度の耕作放棄地調査の実績として、緑の網かけと赤色の網かけがありますので、まずその農地が解消しているかどうかの確認をお願いいたします。

次の作業の説明をいたします。

資料8ページをご覧ください。

担当区域の農地が前回荒れてるが、再生利用が可能な状態であれば1号遊休農地、緑色区分か黄色区分を判断していただき、下の図の真ん中のように緑色か黄色で丸をつけてください。大木が生えていて森林のようになり、農地として維持が不可能な場合であれば再生利用が困難な農地として、下の図の左のように赤色で丸をつけてください。再生していれば、右側の図のように黒色で丸をしてください。また、農地転用済みなどの記載でも問題ありません。

続きまして、資料9ページをご覧ください。

調査した日付ついて、地図の端に大きく書いてください。現状が山林については、時間もかかり、けががあつてはいけませんので、平地の確認だけで問題ありません。

最後に、提出の締切りにつきましては、11月20日水曜日に開催を予定しております11月定例会までをお願いいたします。調査が終了していたら、11月定例会前に提出いただいても構いませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、調査には昨年度お配りしておりますマジックを使用していただければと思いますが、返却された委員さんやマジックをお持ちでない委員さんは事務局までお申出ください。

以上です。

事務局長
事務局

6 点目、最適化活動日の記録表について報告をお願いします。

以前の定例会でお渡しした農地利用最適化活動日の記録表を本日皆様の机の上に置いてあります。こちらの提出方法について変更をお知らせいたします。

今月については、本日皆様の机にお配りしておりますので、7 月頃までのものを書いていただいて、置いて帰っていただくようになりますが、来月から 9 月の定例会の資料をお配りする際に、一緒に封筒の中にこちらの記録表を入れておきますので、定例会までにこちらを記入していただき、定例会にてまたご提出いただけたらと思います。その次の月からも、定例会の案内と一緒にこちらの様式をお配りしようと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

事務局長

7 点目、農地利用意向調査未回答者一覧について報告をお願いします。

事務局

皆様のお手元に、農地利用意向調査未回答者の一覧をお配りしております。こちらは、昨年度実施いたしました地域計画策定に向けた利用意向調査を実施した際に調査未回答者となります。委員の皆様は情報共有するとともに、今後の地域での集まりなどでお会いする機会があるかと思っておりますので、今後の農地利用の意向などをお伺いしていただくのにご活用いただければと考えております。

なお、今回の一覧は担当地区ではなく、委員の皆様のお住まいの大字単位でまとめさせていただいております。また、意向調査が未回答というだけで、耕作されていない方ではございません。併せて報告いたします。

最後に、同一覧は個人情報となりますので、取扱いには十分ご注意ください。

以上です。

事務局長
議長

事務局からのその他の報告は以上になります。

ありがとうございました。

今、7 点ほど報告をいただきましたけども、これらについて何かご質問等ありましたらよろしくお願いします。

ございませんか。

どうぞ。

推 7 番委員

農地利用意向調査未回答者表というのをいただいたんですけども、

私の担当地区の方のお名前がたくさんあるんですけど、これ具体的に
どういう対応をしていけばいい。

事務局

地域計画策定に向けた農地利用意向調査で調査の回答をしていただ
いてない方になりますので、今後、地域の集まりとかそういうとき
に、こちらの一覧に載られてる方にお会いするようなことがありまし
たら、お話ができる方だけでも構いませんので、なおかつ耕作されて
る方もおられると思うので、地域の中でもし耕作されてないような方
がおられたり、耕作されている方でも、今後継続して農地を維持され
ていくのかっていうのを聞ける機会があれば、そういうお集まりの中
で調査が町から来とったけど回答がなかったんで、もし今後の意向み
たいなんを聞けるのであれば、委員さんのほうでお聞きいただいて、
直接聞きに行く必要はございませんので、お会いしたときに機会があ
れば聞いていただいて、事務局のほうに報告いただければ、また町の
システムに今後の意向を入れていけますので、地域の話合い等でご活
用いただければというだけで、そこまでそれを持って聞き取りしてく
ださいというものではございません。

推7番委員

この意向調査の内容というんですか、解答用紙の内容を聞き取りせ
ないかんということでは。

事務局

ではないです。今後、継続して農地をしていっていただけるかとい
うところが一番の課題になりますので……。

推7番委員

農地を利用していく意思があるかないかというようなことすわ
ね。

事務局

そうです。もし、荒れているところとか、今後ちょっと継続して耕
作していくのが難しいんやというのであれば、今後利用権での貸借が
なくなり機構に一本化されることになっておりますので、委員さんの
ほうで機構さんを紹介していただくなりお声がけいただいたらと思っ
てます。

推7番委員

分かりました。

推2番委員

未回答者一覧について教えてもらえないですか。S I Dの番号って
何ですか。

事務局

こちらは委託業務でありましたので管理上の番号となります。

推2番委員

農地の番号でも何でもない。

事務局

ないです。

議長

私のほうから補足ではないんですけど、昨日小委員会のところでも
お話ししたんですけど、先ほど高島委員さんの回答というわけでない

んですけども、要は先日見ていただいた地図に反映されていない、いわゆる白になっとった農地。いわゆるもう意思表示をしていない意向調査が出てないのが、そこに入っとる。これは、先ほど説明ありましたように、意向調査を提出してない人の名簿です。この中に、いろんなケースが考えられる。既に、もう自分のとこの田んぼを全て営農集団とか担い手に貸付けしとんやということで、提出せんでもええわみたいな感じで出てない場合。その場合は、もう農地については色づけができとるはずで。貸し借りのあれができとりますんで。その辺で出てない人は、恐らく問題はないと思う。ただ、ここに回答してない方で、耕作もしよる人。特に、担い手と言われるような方が、耕作しておる人が提出してなかったら、できれば何かの機会に話す機会がありましたら、話を聞いて、地図に赤になるんか何色になるんか分らんけども、こういうふうにしとってというふうに更新をしていただきたいと。中には、もうこの方の田んぼはもうどうしようもない言うたら失礼やけれども、貸し借りができないような田んぼしか持っていないやというようなんは、もう今の白の表示のままで私個人ではええかと思っております。

繰り返しますけども、この人は大事な担い手的なことをやっじょんやけど、何ちゃ色が出てないというようなんは、ちゃんと整理をしたいなということですんで。

先ほどの、これは補足になるんですけども、今年12月、年内をめどに作成をしようとしております。したがって、年内までは今言ったようなことで変更も含めて、新しく話合いができた分は年内までに地図に落とし込めますんで、それ以降はその地図を一応提出というか、出しますんで、それまでの間にそういう案件がありましたら、事務局のほうへ報告をお願いしたいということです。ということでお願いしたいと思います。

ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案のほうも含めて全体何かありましたら、またそれ以外でも結構ですけども、特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、来月の予定をお願いします。

事務局長

そうしたら、引き続き来月の予定についてご報告いたします。

9月の小委員会は、19日木曜日の午前9時から2階大会議室で行

います。当番委員は6番池田委員、推進委員は6番島田委員にお願いしたいと思います。

定例会は、20日金曜日の午前9時から2階大会議室で行います。署名委員は14番横關委員、4番西山委員、5番矢野委員のうち2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

以上で本日予定しております議案内容について終わったわけでございますけども、再度全体にわたりまして何かありましたら。

特にございませんか。

(なし の声あり)

いつもより早いですが、こういう季節柄でございますので、これで今月の定例会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記